

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第2回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

1. 日時

平成14年9月20日(金)13:30～16:45

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],北野聖造,曾我部東子,龍岡資晃,戸松秀典,中田昭孝,長谷川眞理子,長谷川裕子,土方健男,堀越みき子,堀籠幸男,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)一木剛太郎,金井康雄,鹿子木康,小池裕,竹崎博允,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹,山崎敏充

4. 議題

(1)準備会の報告

(2)協議

(3)今後の予定等について

5. 配布資料

(資料)

- 4 これまでの議論の整理等に関するメモ
- 5 第2回会議の議論の進め方について
- 6 裁判官の任命手続の概略
- 7 現在の裁判官指名手続の実情に関する資料
- 7 - 1 判事補採用願
- 7 - 2 身上調書(裁判官志望者用)
- 7 - 3 実務修習結果報告書
- 7 - 4 判事任命願
- 7 - 5 再任希望調査表
- 7 - 6 裁判官採用選考申込書

(委員提出資料)

「適任者を選考する委員会のあり方」(宮本委員提出)

6. 議事

【遠藤委員長】定刻でございますので、第2回の委員会を開催させていただきたいと思っております。本日は、お忙しい中、ありがとうございます。

議事に入ります前に、幹事の交代がございましたので、御紹介をさせていただきます。

【山崎幹事】9月18日付けで人事局長を拝命いたしまして、この委員会の幹事を仰せつかりました山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【遠藤委員長】本日は、鶴岡委員と宮崎委員が御欠席のようですが、前回決議いただきました当委員会細則4条によりますと、定足数は3分の1とされておりますので、定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

早速議事に入らせていただきたいと思いますのですが、まず、前田委員から第1回の委員会と本日までの間に開かれまして準備会の打合せ結果について御報告下さい。

【前田委員】 それでは、私の方から準備会について御報告させていただきます。

8月30日に、一木、金井、小池、野山、明賀各幹事と、それから私と6人で会合を持ちました。それから、9月9日には、遠藤委員長にもお加わりいただきまして会合を持ちました。その会合の間にも、各幹事、特に弁護士会、それから裁判所の幹事が時間を割いて御議論いただいたわけですが、その打合せ結果を踏まえて作成いたしましたものがお手元にお配りいただいております資料4でございます。これまでの議論の整理等に関するメモで、具体的には、このメモで御説明したいと思うのですが、この資料の内容につきましては、この準備会のメンバーの1人である小池幹事の方から、恐縮ですが御説明いただければと思います。

【小池幹事】 それでは、私の方から資料4について御説明申し上げたいと思います。

この資料4でございますが、準備会におきまして、前回の資料3、これは論点メモでございますが、これをベースといたしまして、前回御議論いただきましたところを踏まえて作成したものでございます。そのまとめ方の方針について、若干御説明申し上げます。

1ページから2ページを御覧いただきますと、前回の議論の取りまとめがされた点を「<確認された点>」とかぎ括弧で表したり、あるいはゴシックで記載してございます。それから、前回御議論がなかった点、あるいは御議論がまだまとまっていない点につきましては、例えば2ページのところでございますが、「(検討すべき点)」として掲げました。それから、前回出されました御意見を論点ごとに要約して、「《関連する意見の要旨》」と記載したわけでございます。

なお、検討すべき点は、技術的事項あるいは前回御意見が出されまして概ねの方向性が示されていると思われる事項につきましては、前回の資料3の論点メモよりも一歩進めて記載したものでございます。これは後ほどまた御説明申し上げます。

それでは、ページの順に従いまして、内容について説明させていただきます。

まず、最高裁判所に設置する機関についてでございますが、その設置の点につきましては、ゴシックで記載されておりますように、最高裁判所にこのような委員会を置くことが確認されました。その設置の規定形式につきましては、改めて議論されることとされましたので、注にその旨を掲げた次第でございます。

そして、その所掌事務につきましては、ここにありますように、委員会が、少なくとも指名することの適否を審議して意見を述べること、その意見に理由を付することができることが確認されました。「(少なくとも、)」と表記したのは、委員会に推薦機能も認めるべきであるという御意見があったことに配慮したものでございます。また、その下にありますように、選考基準等の一般事項など、指名に関する事項を審議して意見を述べることも所掌事務とすべきことが確認されたわけでございます。

なお、諮問の趣旨につきましては、最高裁が受け付けた任官希望者全員を諮問に付する趣旨であることを注に掲げました。

所掌事務に関して検討すべき点については、2ページにございます。いずれも、前回出されました御意見等を踏まえて、前回の資料3の記載を補充したものでございます。

以下、関連する意見の要旨も、内容を要約して示させていただきました。

次に、3ページでございますが、所掌事務に関連する事項の検討すべき点の記載は、前回の資料3と同じでございます。

次に、委員会の組織、構成に関して検討すべき点につきましては、前回の資料3の記載とほぼ同様でございますが、技術的な事項とも言える委員の任期については、3年ではどうか、あるいは再任可能としてよいかなど、一步進んだ記載をしてみました。

次に、4ページから5ページにかけて、委員会の運営方法、権限等についての記載がございます。この検討すべき点の記載は、前回の資料3とほぼ同様でございます。

なお、技術的な事項とも言える委員会の開催要件に関しましては、定足数は過半数としてよいかと、一步進んだ記載をしてみました。

なお、この項につきましては、4ページの下の方にございますように、やや詳細な注を記載しました。準備会において作業する中で、この委員会に関する各論点を議論するに当たっては、今度できます委員会が、どのような資料に基づき、どのような審議をするのか、あるいは、任官希望者の類型による審議方法の違いはあるのかなどという点について共通の認識を持って議論していただいた方がよいと考えた次第でございます。そこで、委員長とも御相談いたしまして、ここにこのような注を記載することにし

た次第でございます。

以下、この注について、若干補足させていただきます。

前回の会議でも、幹事から御説明申し上げましたように、任官する場合には、大きく言って3つのパターンがございます。

5ページのところの記載、「例えば」以下を御覧いただきますと、1.)として掲げてございますが、司法修習生からの任官希望者、この類型は、法律実務家としての経歴がないわけでございます。基本的には司法修習の過程における情報資料を基礎資料として、委員会が情報収集の必要性を検討しながら審議するのが審議の1つの形になるものと思われま。

それから、2番目の判事の任官あるいは再任の場合、任官希望者には一定の期間、多くは10年間ということになりますが、裁判官としての経歴がございます。この期間の情報資料、人事評価に関する資料等でございますが、そういったものを基礎資料としつつ、追加的な情報資料の収集の必要性を検討して審議するという形になるものと思われま。

3番目の類型、弁護士等からの任官希望の場合には、法律家としての経歴はあるが、裁判所にはこれに関する情報の蓄積がないのが通例でございます。この場合には、任官希望者が任官希望する場合に提出された資料、あるいは弁護士会の推薦資料等のほか、このできました委員会が情報資料を適宜収集しつつ審議することになると思われるわけでございます。こういった違いというものを注という形でまとめてみました。次に、5ページ、下部組織の関係でございますが、設置につきましては、ここにゴシックで掲げましたように、前回確認されたわけでございます。

その後、「」で示しました、下部組織の機能、所掌事務、あるいは1ページめくっていただきまして、組織、運営方法、権限等、こういう点につきまして検討すべき事項というのがそれぞれございますが、この記載は、基本的に前回の資料3と同様でございます。

なお、下部組織の組織につきまして、前回出されました御意見を加えまして、6ページの中ほどちょっと下でございますが、下部組織は、高等裁判所管内をブロックとすることとしてはどうかという記載を付加いたしております。

最後の7ページ,これらの機関に関するその他の事項についての検討すべき点に
掲げました記載は,前回と同じでございます。

【遠藤委員長】他に,幹事の方から何か補足的に御説明される方はいらっしゃいます
でしょうか。

【山崎幹事】ただいま小池幹事から説明がありました資料4に関連いたしまして,私の
方から1点補足して説明させていただきたいと思います。資料4の2ページを御覧い
ただきたいのですが,検討すべき点として挙げられております「・」の2番目ございま
す。そこに,「最高裁判所はどのような方法で諮問するのか。例えば,任官希望者に
ついて最高裁判所があらかじめ審査を行い,それに基づく意見を付することとすべき
か。あるいは,そのような審査を行うことなく,委員会に諮問することとすべきか」とい
う点が挙げられています。

この問題に関連しまして,前回,鶴岡委員からの御質問に対しまして,金築幹事か
ら,「諮問の仕方の具体的な姿については,これからここで御議論いただくテーマでも
あるかと思いますが,個人的な意見としては,最高裁の方で意見をつけるということ
もあり得るかと思えます。ただ,仮に最高裁がこの方は適性について疑問があるのだ
はないかというふうに思った場合でも,その限りで不採用を決めてしまうのではなくて,
このできる機関に御意見をお聞きして,その結果を得て,改めて裁判官会議で決める
と,こういうことになるわけです。」と,説明申し上げたと思えます。この点は,金築幹
事自身も述べておりますように,あり得る1つの考え方についての個人的な意見を述
べたにすぎないものでございまして,最高裁判所事務当局として,そのような方向で
考えているということではありません。最高裁判所による諮問の方法につきましては,
これは金築幹事も述べておりますけれども,この委員会でこれから御議論いただけれ
ばと考えております。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

ただいまの小池,山崎両幹事からの御報告について,何か御質問がおありの方は,
どうぞお申し出いただきたいと思えます。

よろしゅうございますか。

それでは,私の方から,まず冒頭に,本日の議事進行についてお諮りしておきたい

と思います。通常の議事進行を想定いたしますと、せっかく準備会において資料4のような整理メモをお作りいただいたわけですので、このメモに記載されている項目のうち、確認事項を除き、検討すべき点と記載されている項目ごとに、上の方から順次協議していただくことが考えられるわけでございます。そうなりますと、いきなり2ページ冒頭部分でございます、委員会としての所掌事務の骨格的な部分と申しますか、例えば委員会に独自の推薦権限を認めるべきであるか否かとか、あるいは任官希望者はすべて委員会に直接応募することとすべきであるか否かという問題から入っていかざるを得ないことになってしまうわけでございます。果たして、このような議論の進め方が適切と言えるかどうか、疑問なしとはいたしません。新しく立ち上がる委員会での審議の実態が具体的にどのようなものになるのか。委員全員がそのイメージをある程度共通なものとしてつかんでおかない限り、この議論はかみ合わないものになってしまうおそれがあり、また、議論自体が空転してしまうおそれがあるからです。

しかも、新しく立ち上げられる委員会において予想される審議の実態は、先ほど小池幹事から御説明がございましたように、いわゆる3類型といいますか、判事補から判事への任官と再任の場合を分けて4類型というふうに分類される方もいらっしゃるようですが、それぞれの類型ごとに、自ずから違ったものとなるように思われます。

そこで、前田委員ほか幹事の皆さん方と御相談申し上げた結果、まずもって、委員会の審議の実態がどのようなものになるのであろうかということあたりから、今日の協議に入らせていただくこととし、その点のある程度、お互い共通イメージとして確認し合った上で、例えば、委員会の所掌事務であるとか、下部組織の活動イメージ等々について御協議いただき、最後に、それぞれの組織、構成について御協議いただくこととした方がよろしいのではないかと、こういう結論に到達したわけでございます。

先ほど小池幹事から御説明いただいた、資料4の整理メモの4ページ下段部分の注欄に多少書き込みをさせていただいたり、あるいは、資料5の第2回会議の議論の進め方なるものを用意させていただいたりいたしましたのも、そのような意図に基づくものでございます。

そこで、もし御異論がないようであれば、資料5のメモに従って本日の議事

を進行させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

格別御異論がないようでございますので、資料5の順序に従って協議を進めさせていただきたいと思います。

それでは、まずもって、幹事の方から、新しく立ち上げられる委員会がどういう姿、形で審議をすることになるであろうかということを議論する前提として、現在、最高裁判所の事務総局を中心として、どういう選任手続がとられているか、その実態について御説明をいただきたいと思います。

【山崎幹事】それでは、今委員長がおっしゃられました、立ち上がった委員会の審議のイメージを議論していただく参考という趣旨で、現在、下級裁判所裁判官の指名過程においてどういう判断資料を集め、調査しているかといった点を中心にして、私の方から御説明申し上げます。

最高裁判所事務総局の人事局が所管している事務でございますけれども、事務総局は、最高裁判所裁判官会議が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者の指名の判断を行うに当たりまして、その作業を補佐するという位置付けになっています。具体的に申し上げますと、採用願ですとか、その他の資料の提出がありますと、そういうものを整理したり、あるいは最高裁判所の裁判官会議に提出される候補者名簿その他の資料を準備したり、そういったことをやっているわけでございます。

次に、指名に当たっての判断を行うについての検討の基礎となる資料としてどういうものがあるかということをお申し上げますが、これは、高等裁判所長官あるいは判事、判事補、簡易裁判所判事といった官の違いによってある程度違いが出てくる。それからまた、新任か再任かというところでもまた違って来る。いわゆる弁護士任官かどうかということによっても異なってくるだろうと思いますけれども、ごく概括的に申し上げますと、まず、身上関係の資料があります。これには、健康診断の結果等も含まれます。それから、候補者の能力を示す資料があります。成績あるいは職務上の評価を示すもの、そのほか、選考過程で面接が実施される場合にはその結果が出てまいります。

そこで、この検討の基礎となる資料につきまして、先ほどから出ております、裁判官

の任命の3つの類型に応じてもう少し申し上げたいと思います。

まず、第1類型の司法修習生から判事補への任命の場合ですが、この場合は、判事補採用願、身上調書、修習成績、2回試験の成績、それから面接の結果といったものがございます。これらの資料のうち、書式があるものにつきまして参考に席上に配付させていただきました。今申し上げました判事補採用願というのが資料7 - 1、身上調書が資料7 - 2、修習成績の中の実務修習に関する実務修習結果報告書が資料7 - 3でございます。

それから次に、第2類型の判事補からの判事の任命あるいは判事の再任の場合ですが、任命願、再任希望調査表、これは本人の再任希望、任地希望のほか、所長、高裁長官の意見などが記載されますが、そういったものと、人事評価に関する資料、分限裁判を受けた者についてはその裁判書、病気休暇取得した者がいればそれに関する資料などが資料として用いられます。これらのうち書式があるものを御覧いただきたいのですが、7 - 4が判事任命願、再任希望調査表というのが7 - 5でございます。

それから、第3類型の弁護士任官の場合ですけれども、裁判官採用選考申込書、弁護士会を通じて提出された資料、それから、二回試験等の修習成績や弁護士としての訴訟活動の状況に関する情報が資料として利用されています。これらの資料で書式がありますのが裁判官採用選考申込書で、資料7 - 6ということで配布させていただいております。

最高裁判所の裁判官会議におきまして、通常の場合は、判事補任命名簿、判事任命名簿等に加えまして、人事局長から、ただいま御説明した検討の基礎となる資料を踏まえた説明が行われております。特に詳細な審議が必要な場合には、そういったことに加えまして、個々の事例に即して検討の基礎となる資料のうちで必要なものが配布され、それに伴って人事局長から説明が行われます。例えば、司法修習生から判事補への任命の場合には、二回試験の成績と個々の事例に即して適格性を判断するに足る資料が配布されています。

大体以上が現在の実情でございます。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

ただいま山崎幹事から、現在の実情について御説明いただいたわけですが、何か御質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

とにかく、そういう実情にあるということを前提として、さて、新しく立ち上げられる委員会においては、どのような具体的な姿、形で審議が行われることになるであろうか、また、なるべきであろうかということについて、どなたでも結構ですが、お話をいただければありがたいと思います。

宮本委員の方から何かお話しいただけますか。

【宮本委員】それでは、委員長の御指名ですので、裁判官適格者選考過程のイメージを簡単に申し上げて、御参考に供したいと思います。

発言時間を短縮するために、今日「適任者を選考する委員会のあり方」という3枚のレジュメを配布させていただいております。これを御覧になりながらお聞きいただけたらと思います。

まず、最初に、司法制度改革審議会意見書が裁判官の適任者を選考する委員会の制度をつくることについて述べている意見を簡単に要約して再確認しておきたいと思います。選考委員会の目的・機能については、3点指摘しています。指名過程の透明化、国民の意思を反映させること、裁判官に対する信頼感を高めること、であります。

この制度を作る上で留意すべき点として、5点挙げています。すべての任官希望者について判断する、これが1点。それから、委員会が実質的判断を行えるよう十分な配慮をすること。3番目に、十分かつ正確な資料と情報、4番目に、委員会を公正で権威ある機関とするために、委員の構成、選任を中立公正にすること、5番目に、裁判官の独立を侵さないように配慮すること、この5点であります。

意見書の意見を実現に移すためには、どのような制度設計をしなければならないか。これを留意点1から5までの順に整理してみたのが、このレジュメであります。

まず、すべての「任官希望者」という点については、前回の会議で確認済みであります。あまり問題は残っていないと思います。

その次の、「実質的な判断の方法」ですが、これについては、典型的な2つの方式を挙げてみました。これは、私が名前をつけてみただけで、こういう方式が現に存在す

るということではありません。まず1つは、予備審査方式と呼び得るものであります。これは、希望者について、一定の資料に基づいて予備的な審査で事実上振り分けをし、その上で、問題となる人について実質的な審議を行うという方式であります。この方式ですと、問題になる人は、年間数名から十数名ということになり、それに応じた委員会の構成なり作業なりということになると思います。予備審査方式をとる場合の一番大きな問題は、予備審査の機能を誰が担うかという点であります。最高裁の事務総局にこの予備審査を行わせるということになりますと、審議会の意見書が述べている、裁判官の指名過程の透明化ということと矛盾を来すおそれがあるのではないかと、ここに述べられている目的、機能を十分に果たせなくなるのではないかと。その点が一番の問題だと思えます。

全部審査方式と名付けましたのは、希望者全員について委員会が実質審査をするということであります。恐らく、審査対象は年間300人を超えるのではないかと思います。そうなりますと、審査の方法についても特段の工夫をしなければなりません。例えば、司法修習生からの任命とか、高裁長官の任命については中央機関で行う、それから、下部機関も審査を分担するということにならざるを得ない。裁判官、簡裁判事あるいは判事の任命については下部機関で行う。弁護士からの任命、学者からの任命については、下部機関で審査するということになるのではないかと思います。この方式の場合には、それなりの規模の委員会が必要でありますし、審査をする場合にも、いろいろな工夫をしなければいけないと思います。この方式の一番の問題は、短期間に審査が集中する場合に、どうやって審査を果たしていくかという点であると思えます。

この2つの方式は、いわば最左翼と最右翼を掲げてみたもので、この間にいろいろなバリエーションがあると思えます。

私は、どちらかといいますと、全部審査方式か、それに近いところという考え方ですけれども、どういう方法で、最も効果的に審査を行うかということで、これからいろいろ知恵を出し合っていけばいいと思います。

3番目に「十分かつ正確な情報」の点ですが、基礎資料については、今、山崎幹事も述べられましたが、私のレジユメに書いてあるようなことで、あまり問題はないと思います。司法修習生の場合には司法研修所からの資料がありますし、判事、判事補

の場合には最高裁からの人事評価資料というものがあります。高裁長官の場合も同じであります。簡裁判事の任命の場合は、簡裁判事選考委員会の資料があるだろうと思います。弁護士からの任命の場合には、所属弁護士会あるいは弁護士会連合会からの推薦資料があります。これらを基礎資料にすることについては、それほど問題はないと思います。イトウの「各勤務地からの勤務実績資料」は、最高裁の人事評価資料に盛り込み切れていないものがあるといけないので、掲げたものであります。人事評価資料に、個々の裁判官に関するあらゆる情報が入っていれば別ですけども、今のところ何が入っているかが分からないので、念のために挙げておいたわけがあります。

私も含めて、ここにおられる委員の中で、裁判官の地位にある3人の委員の方以外は、恐らく人事評価資料にどんなものがあるのか見たことがないと思います。ですから、人事評価資料のサンプルを出していただければこの点は分かりやすくなると思います。書式でもいいんですけども、サンプルがあれば、なお分かりやすいと思います。簡裁判事任命の場合も同じであります。

これらに加えて、次のような調査と情報が必要であろうと考えます。

まず1つは、特にイトウ、判事、判事補からの任命の場合と、簡裁判事任命の場合に特に望まれるのですが、各執務地の法曹関係者等からの評価・情報は、大変重要だと思います。現任地、場合によっては前任地、さらに前々任地から資料を取り寄せるということで、それにはどういうものが考えられるか。委員長のおっしゃるイメージとして考えたものですけども、例えば、裁判事務の遂行上の評価、情報については、民事裁判であれば双方代理人からの評価、あるいは刑事であれば辩护人、検察官からの情報があります。少年事件をやっている方については、付添人とか鑑別所の職員とか保護司とか保護観察官とか、家事事件であれば、家裁の調査官、といった方々の評価が出てくるべきだと思います。それからさらに、職場の同僚といいますか、書記官だとか速記官、調査官の評価も必要だと思います。さらに広げて、地域での評価、あるいは近隣の情報というと、どこまで広がるか分かりませんが、そういったものが裁判官任命の資料としては考えられるのではないかと思います。これらは、恐らく現在の人事評価資料には載っていない情報で、裁判官としての適格を見るの

に貴重ではないかと思えます。これらの調査のために、下部組織、中央機関はもちろんですけれども、が相当の調査をするということになるのではないかと考えます。

ヒアリング調査はすべての場合、つまり、前に書いたア、イ、ウ、エのすべてについて必要だろうと思えます。一般市民からの情報を得るためにどうするかということについては、なかなか難しい問題ですけれども、例えば、一般市民からの情報を得るのにこのような方法も考えられるかということをございます。

4番目の委員構成、選任の問題、それから5番目の裁判官独立の確保の問題についても、審議会の意見書が要求しているところですが、これは、今回は特に触れません。この点については、審議が行われるときに改めて意見を述べるということにしたいと思えます。

以上であります。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

ただいま宮本委員から、主として、新委員会の審議方法はどうかという観点からの御意見表明がございました。

私の方から1つだけ、幹事の方に質問したい点がございます。資料の7-5の再任希望の調査表の中に、所長意見、長官意見という欄がありますので、そこに所長や長官の意見が書き込まれるのだらうと思えますが、ここに書き込まれたものがほとんど唯一の評価に関する資料ということになるのでしょうか。それとも他に何かあるのでしょうか。その点をお伺いしておきたいと思えます。

【山崎幹事】今の委員長の御質問にお答えします。

委員長御指摘の再任希望調査表、これは対象となる裁判官について再任を希望するのかどうか、あるいは、希望するとして、任地について希望があるかということ聞き取りまして、所長として、それについてどういう具合に考えるかという意見を書き加えるという形になっておりますので、もちろん再任するかないかの判断に役に立つような意見が加えられるわけですが、評価のそのものとはちょっと違う位置付けです。もちろん、評価等を踏まえた上での意見が書き加えられるということはあると思えます。

それでは人事評価に関する資料として、現在どういうものがあるかという点ですが、

毎年1回、高等裁判所長官あるいは地家裁の所長が所属の裁判官について作成しております報告書というものがございまして、そこに評価が書かれています。この報告書は、様式があるわけではございませんで、所長あるいは長官が当該裁判官の仕事振りですとか、あるいは一般的な力量、あるいは人物面の評価、もちろん健康状態というものもその対象になってくると思いますが、そういった諸々のことについて文章式で記載していくというものでございます。そういうものが、先ほど申しましたとおり、毎年一度、報告書という形で出てまいるものですから、例えば、再任を例にとりますと、10年間そういうものが積み重なって、トータルとしての人物評価ができるということでございます。

先ほど宮本委員がおっしゃられた、いろいろな方の意見を聞いてみるという関係で申し上げますと、所長なり長官がこういった報告書を作成する際に、いろいろなところから当該裁判官の状況を聞いてみるということが現実に行われているわけございまして、例えば、書記官の方から何か聞いてみるというようなこともあり得まじょうし、場合によれば、それこそ当事者の方々といいますが、弁護士の方々からの評判が所長の耳に入って、それについて一定の記述がなされるというようなこともあり得るとというのが現状です。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

所掌事務、とりわけ骨幹的な部分となる、例えば推薦権限を持たせるかどうかとか、委員会にじかに全員申込みをすべきであるかどうかということは後の方に残しておきまして、具体的な審議の実態についてのイメージがほぼ共通なものとなれば、その点については、自ずからこうあるべきであるというようなまとめ方ができるような気がいたします。そこで、3つの類型を念頭に置きながら、新委員会で具体的にどのような審議方法がとられることになるのかということについて、御意見をお述べいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

【青木委員】私、法曹界の者ではないものですから、外部からの意見ということで少し破壊的な意見になるかもしれませんが、その点はお許しいただきたいと思います。

原則として、この委員会については、過程をできるだけ透明なものにするとか、国民の意見を反映するということが一般的に言われておりますけれども、もう一つ重要な

のは、専門性ということだと思います。この間の委員会でもできるだけ自然科学の論文審査のような専門性を持った評価をきちっとすることが重要だという御指摘がありまして、私は深くそれに同感の者です。そうしますと、透明性、開放性、専門性という3つの要求を委員会がどういうふうに満たしていくかというふうに考える必要があります。そこで、3つのケースがございますが、弁護士からの任官希望者の場合には、弁護士会の推薦資料というふうに書いてございます。そうしますと、学者の方からの任命というのはどうなのかという問題が出てまいります。それから、先ほど、宮本委員からの御発言で、例えば、裁判官の場合には、御本人が知らない、見たこともないような人事評価に基づいて評価が行われる。実際には、事実上、いろいろなインフォーマルな形でもって専門家の御意見を聞かれているようでもありますけれども、こういう人事の資料の集め方はやや閉ざされているような気がいたします。

例えば、これは失礼なことになるかもしれませんが、弁護士からの任官の希望者があった場合に、弁護士会からの推薦がないとだめだということになると、弁護士会の中で推薦を得るための運動を行うとかいうことはないと思いますけれども、そういうことは本当にあり得ないのかどうか。あるいは、弁護士会の推薦は、ある程度希望のある方に対しては、当たり障りのない形で提出されるということであれば、情報価値が少なくなる、専門性という点での問題が出てくるのではないかというような気もいたします。

私は、これは今までの日本の慣習から言いますと、少し異例なことになるかもしれませんが、任官を希望される方が自分で専門的な推薦状を3人なり5人の方に書いていただくということをルールにしても良いと思います。大学の先生であってもよろしいですし、弁護士の方であってもいいし、あるいは裁判官を引退されて弁護士をやられている方、あるいは、実際の上司の裁判官の方の御意見もインフォーマルに聞かれているということでもありますから、一方的に評価する側が資料を集めるのではなくて、評価される方が自分のことをよく知っているというふうに思っている専門家の方に推薦状を書いていただくということを1つの要件とすべきではないかというふうに思います。

独立行政法人の評価の場合もそうですし、それから、大学教授の任命の問題にしま

しても、評価のマーケットをどうしてつっていくかということが、日本が当面している非常に大きな問題であると思いますし、裁判官の任官の場合にも、弁護士の方は弁護士会の中だけ、あるいは裁判官の方は裁判所内部というように閉じた組織の中だけの評価ではなくて、もう少しオープンな形にするということが必要ではないか。専門的な方の推薦状に基づいて、それをどういうふうに判断するかということは、委員会の見識の問題でありますし、あるいは、手紙を書かれている方自身に関する評判に基づき、この手紙は信用を置けるとか置けないとかという形で、専門的な意見が、裁判所とか弁護士会とか、あるいは学会とかいう仕切を超えて、共有される情報というような形にしていくということが、法曹界を開かれたものに改革していく1つのステップになるのではないかというふうに思いますので、任官を希望される方から専門的な推薦状の提出を求めるということをも、もし御考慮いただければなと思います。

【宮本委員】青木委員がおっしゃるのは、私もごもっともだと思います。

それで、弁護士等からの任命のところは、私がちょっと説明不十分でありまして、所属弁護士会からの推薦資料と書きましたけれども、これは、資料4の論点整理のメモに推薦資料とあったので、これに引きずられてしまいまして、もちろん推薦だけではありませんで、弁護士会からの資料、それから弁護士自身の資料も当然あり得ると思います。それから、学者あるいは研究者からの任官の場合には、それぞれの研究機関や大学からの資料も得られるということにすべきです。

それから、もう一つ、これは青木委員の御発言に関連してではなくて、山崎幹事の御発言に関連してですけれども、人事評価資料の中に、長官なり所長なり、それぞれの職にあられる方が、裁判所の内外からお聞きになった情報を盛り込まれるというのは結構なことだと思いますが、私が述べた法曹関係者等からの評価情報は、これは、直接情報、直接資料のことを指しておりまして、これらの方を経由した間接資料ももちろんですけれども、場合によっては当事者もおっしゃいましたが、当事者や代理人とか職員の方の直接の資料が必要であろうという趣旨でございます。

【松尾委員】宮本委員から委員会のあり方というペーパー、これは大変網羅的な項目になっておりまして、大変参考になるのですが、中にはどうかと思われるものも率直にお聞きして幾つかあります。

例えば、最後のページの最初の方にインターネットを使う方法というのがあります。私個人的にはどうかなという感じがちょっといたしまして、そういう点で見ると、いくつか少し違った方法にすべきではないかという点も入っています。今、発言を求めましたのは、それとは別に、私は最高検の次長検事をしているわけですが、検察官としての今までの経験からいいまして、こういうことはどうかなというので、参考までに御意見を申し上げます。

1つは、この中の3つの類型というのがあります。修習生からの任官と判事補からの判事への任用、それから弁護士とか、3つに大きく分けて論じるという形になっているわけですが、私は非常に興味があるというか重要だと思うのは、中でも判事補から判事への任命の問題です。大前提として、宮本委員の資料にもありますけれども、やはり委員会が実質的に判断ができるかどうかという具体性の問題です。これは私は大変大事だろうと思います。先ほども山崎幹事から裁判官の毎年の評価について裁判所の現状の御説明がございまして、私も法務省で人事課長を4年やっけていて初めてお聞きするような話だったものですから、大変興味深く拝聴した次第でございます。

問題は、判事補が、判事に任用するのに適任なのか、あるいは何か問題があるのかと、その判断材料をどこに求めるのかということが一番の核心だろうと私は思うんです。実質的な判断を行い得るような十分な配慮をすべきであるという改革審議会の答申の趣旨、まさにそこにあるだろうと思うんです。

その観点から言いますと、判断の基礎となる資料というのは多ければ多いほどいいということだろうと思います。1つは、確かに判事補として、基本的には10年間の経験を積んでおられるわけで、その間に合議の構成員になることもあるでしょうし、または特例として、あるいは単独でということもあるかもしれません。

そんなことで、さまざまな経験と事件を積んで10年経って判事になりたいと手を挙げるというわけでございますので、私は10年間の裁判官としての実績といいますが、これが評価の基礎資料になるだろうというのはそのとおりだろうと思うんです。そういう意味で、最高裁当局が毎年毎年集める資料を含めまして、その判断をこの委員会の基礎資料として出されることについては当然だろうと思いますが、もう一つの観点と

しては、内部資料だけでいいんだろうかという問題はやはりあると思います。山崎幹事は、先ほど弁護士会等からの意見も耳に挟めば所長が書くとおっしゃいましたけれども、システムとしては、人事評価には反映されていない。たまたま耳に入ればということもあろうかと思いますが、必ずしも保障された話ではないわけです。

私が申し上げたいのは、裁判官としての10年の経験を、この人はどういう人なんだろうかということについて、国民サイドからはどのような情報があるのだろうかということなんです。これは大変難しい話だろうと思うんです。最高裁の判事の場合は、重要な判断ですと、多数意見、少数意見で、この裁判官がこの判断をしているということで、国民審査ということで憲法上の制度になっていまして、制度として定着している。つまり、国民に重要な情報は与えられているという前提なんです。

ところが、下級裁判所の裁判官については、その保障がないんです。そのところをどうするかというのが大変難しい問題だろうと思うんですが、1つは、日々の職務遂行行為としての裁判活動を最も身近で見ている人たちが、その裁判官をどう評価しているんだろうかというのは、これは基礎的には重要な情報になるのではないかと思います。

そういう意味では、ここの中で、宮本さんのペーパーでも法曹関係者という中に検察官というのが全然出てこないで若干思うんですが、我々も刑事裁判を通じて判断内容について、無罪にしたからけしからんというような検察官はいるかもしれませんが、検察庁全体としては、それは上級審の判断を求めるといって、内容の問題ですから、制度的にはそうだと。

ただ、その他に訴訟指揮のあり方だとか、いろいろな機会を通じて、率直に言って、批判的な裁判官もおられないことはないわけです。ほとんどの方は大変立派な方で問題ないんですが、まれにはおられると。その場合に、検察官としては、再任のときに意見を聞かれれば、ある程度の意見を申し上げるということはあるんだろうなと思うんです。それと同じように、被告人の弁護人になった方もあるのではないかなと思うんです。それから民事で言えば、原告、被告の両方の代理人、これは直接法廷で日々裁判官の目の前で活動しているわけですから、対象としての裁判官については一番身近なところの感覚をお持ちだろうと思うんです。

一方で、裁判所の内部で裁判官の日々の訴訟指揮等を含めた法廷における活動状況というのは、どうやって所長などは把握するのかなというのが私は大変興味があるんです。直接所長が傍聴席から見るといわけにはいかないと思うんです。検察庁の場合は、時々上司が法廷に行って部下の活動を見て、後から叱咤激励しているというのがあるんですけども、なかなかそういうことにはいかないわけです。

そうなりますと、やはり法廷の当事者から基礎的な資料になるようなものを出していただくシステムというのを考えてもいいんじゃないかなという気がするんです。ただ、これについては、しかし、当事者ですから、やはりバイアスがかかると思いますか、民事で言えば、負ければ、あの裁判官は何だと、こういうふうを考えかねない。刑事で言えば、有罪にしたからとんでもないと、こういうふうに言う弁護士もいるかもしれない。そういう意味で、適当かなという御意見ももちろんあると思うんですけども、そのところは、例えば、ここで設けるブロックの機関にそういう情報というものを集積して、裁判所の情報と合わせて公平な考え方ができるように委員の選任を工夫して、そこで一度スクリーニングする、とんでもないようなものについては、そこで修正できるような形で、中央の委員会に上げるような仕組み、あるいは、中央の委員会でも、もう一度そこでスクリーニングできるような審査をするというようなことで、仮に訴訟当事者の意見、当該裁判官についての意見が多少偏るおそれがあるのではないかとということについては、1つは、職業倫理の問題で、我々検察官に仮にそういうことを情報として集積して、それなりのブロックで言う機会が与えられれば、それは検察庁としては負けたから「×」をつけるということはしない。つまり、そのところは、やはり法律家としての倫理観を信頼していただいていいんじゃないかと。そういう形で、具体的な情報としてブロックの機関に集積する。弁護士会もそれが期待されるということであればいいんですが。

ですから、10年目ということですから、裁判官の場合は、少なくとも3か所、多い人で4か所ぐらいの勤務地がありますから、どこでどういう情報を集積していくのかというのは、これからの議論で工夫の余地があると思いますけれども、私のイメージとしては、そういったものというのは、私が検察官だから言うわけではないんですけども、やはり重要な判断資料になるのではないかなというふうに思います。ですから、そう

というのが集約されるような仕組みというもののイメージとして、まず前提として考える必要があるのではないかというふうに思います。

そのほかにも、原告、被告はどうかということになりますと、これはその意見をどんどん出してもらおうというのは、もう少し偏りが大きくなるんですね。それなら、その代理人である法律家に出してもらおう。それから、先ほどの山崎幹事の発言の中でも、例えば裁判所の内部でも調査官だとか、あるいは調停委員の方々からの意見みたいなものは、内部的にも集約できると。そうでない、外部のものの方の見方というのを入れる工夫というのがあっていいんだらうなと思うんです。

改革審議会の意見でも、国民の意思を反映させるというのは、この場合非常に難しいんで、国民、つまり一般的な意見を求めるというのは必ずしも僕は適していないと思うんです。判事補から判事のケースに限っては、今申し上げたような仕組みを工夫して、私はですから、少し先回りして申し上げて申しわけないんですが、ブロックの委員会もやはり情報を収集するだけではなくて、それに対して意見を付せられるようにしたらどうかと思うんです。それを中央に上げて、中央でまた意見を付して、最高裁の当局に上げるということをした方が、情報量としては、判事補から判事の場合に、内部的な資料も大変貴重な判断資料になるんですが、その他に今言ったような工夫をすれば、国民から見ても、やはりある程度開かれた形の情報に基づいて、いろいろな角度から検討されて名簿が作成されたという形にはなるんじゃないかと。広い意味での国民的基盤に基づく裁判官制度あるいは任用制度と。そのような形にも資することになるのではないかなと思っています。

検察官として見ていると、やはり裁判官というのは、ある意味では最終判断者になります。法と良心に従ってのみ判断するということが大変重要な仕事ですから、その選任過程はできる限り多くの意見あるいは多くの見方を盛り込めるような仕組みをしっかりとつくるのが大事だろうというふうに思います。

若干その他にもありますけれども、その時々でまた申し上げます。以上です。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

進行について、御留意いただきたい点がございまして。資料5の本日の議論の進め方をもう一度御覧下さい。私どもがこのような進め方を採らせていただいた趣旨は、こ

ここに書いてある3つの基本的類型ごとに、具体的にどのような審議が委員会において行われるであろうかということ想定してみた上で、委員会の所掌事務や下部組織を検討してみたいということにあったわけです。

具体的に申し上げるならば、10月には55期修習生からの任官希望者が約100名、来年4月には、15期、25期、35期、45期を中心として相当数の再任希望者が出てくるものと思われます。人数はよく分かりませんが、35期、45期では、70～80名ずつになるのでしょうか。25期は多少減るかもしれませんが、15期はほとんどおられないのかもしれませんが。このほか、弁護士任官希望者も少数ながら考えられますので、合計して年間約300名程度の任官希望者が予測されるわけです。4月と10月には、ごく短期間の間に集中的に審議しなければならないことになりますが、それぞれの類型ごとにどういう審議が行われることになるであろうかということを中心として、簡潔に御発言いただきたいと思います。

【前田委員】先ほどの宮本委員のペーパーを見てちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。2つの大きなイメージとして、全部審査か予備審査かということなんです。理念型ですぱっと分かれることではないと思うんです。私は、その中で予備審査的なものを行うことが透明性を害するという御指摘は、やや形式的過ぎるという感じはいたします。具体的な審査のイメージを考えていきますと、ある程度絞り込んで、今委員長御指摘のように、実質的な審査というものを全員について、今出た数字について非常に細かくやるのは不可能であると思うのです。そこで、実質的な絞り込みみたいなものをどうするか。完全に今のような形でクローズで予備審査をするというなら別ですけれども、おそらく予備審査的なこと、例えばある程度のランクづけみたいのが行われたとすると、その基準とか説明とかは委員会に出てくるわけで、今までのと比べればはるかに透明化すると考えます。ですから、その委員会で全部初めから審査しなければ透明性が得られないという議論は、私は必ずしも当たらないと思います。

それと、もう一つ、3つに分けたグルーピングの中で、松尾委員御指摘のように、第2番目のグループは私も一番悩ましい問題を含んでいると思うんですが、そのときに、宮本委員の御説明では、地方のブロックでやる、これは人数が多いからと、そういう

御議論になるかと思うんですが、ただ、先ほどの山崎幹事の御説明を伺っていても、毎年情報を集めていく。そうしますと、地方ブロックでたまたまその年にいるからといって、その地方の特殊性というようなことはあまり意味がないわけで、むしろ中央の審査になじむんじゃないかなと私なんかは思うんです。むしろ重要なのは、仕事量の多さ、情報量の収集が大変であるという点です。それをどう合理化するか。確かに弁護士に関しては、その地域の声というものがより強いかなというのはよくわかるんですが、基本的には、ある程度選別した形のといえますか、論点が絞られた形の実質的な審議をこの委員会で行う。この委員会には、国民みんなが見て納得するようなメンバーが入っている。それが、審議会で指摘された3つの点、透明化し、国民の意思を反映し、裁判官に対する信頼を高めるといった具体的な道筋として重要な点だと思うんです。そして、今私が考えているリアリティーのある線ではないかと考えます。ちょっと長くなったので恐縮ですが、そう感じました。

【堀野委員】私は、提起されている類型でいえば、3つの類型に分けることには合理性があるだろうというふうに思います。

ただ、若干後で議論していただきたいのは、簡易裁判所判事がなぜ除外されなければならないのか。あるいは、除外した方がいいというお考えなんだろうけれども。簡易裁判所判事は、簡易裁判所判事選考委員会で選考されるけれども、そこでは資格を付与される。指名との関係においては、何らの国民の意思が反映されていない。しかも、簡易裁判所は、全民事事件の6割ぐらいを処理しているということで、非常に重要な、市民にとって身近な裁判所である。選考委員会の選考だけで、つまり、資格の前提としての選考だけで十分なのかどうかということについては御議論いただくべき対象でないだろうかというふうに思います。あらかじめ最初から除外されているというのがいささか納得できないという感じがいたします。

それから、3類型の方に話を戻しますと、司法修習生から判事補に採用する場合の選考は、この選考委員会に関わったとしても、それほど深くは関われないだろうと。つまり、資料が限定されざるを得ない。しかも、司法研修所に在在する期間が、これからロースクール立ち上げなどから恐らく短くなるだろうということになると、ますます修習生時代の資料というのは希薄なものにならざるを得ないだろうというふうに思いま

す。2回試験の結果は成績として出るでしょうけれども、果たして裁判官に適した人物かどうかの判断についての資料は、やはり今よりもまだ希薄になるだろうという感じがいたします。

そういう点で、成績の上位何分の1までとか、そういったようなこと、あるいはざっくりとした基準になるのかもわかりませんが、それでは、その方々が、これは5年たてば1人で裁判ができるわけですが、本当に裁判官として、国民の生命、財産にかかわっているのだろうかということについては、何らの試練も経ていない、テストも経ていないといってもいいのではないかと。

内部的な教育とか研修とか、いろいろとそれを担保する御努力はされていると思いますが、そういった意味において、第1のグループでの委員会の関与はかなり薄いものにならざるを得ないかなと思いますけれども、松尾委員のおっしゃった、判事補から判事になる、つまり10年目のこの審査というのは、非常に重要な時期ではないかと。つまり、10年目において、やはりここで10年間の実績、最初の1人で裁判できない時期の資料というのは、これは国民にとっても非常に情報は乏しいと思います。恐らく内部的な資料しかないだろうと思います。ただ、1人で裁判できるようになったとき、単独事件を地裁で持つようになったとき、こういったときの裁判官としての働きについては、恐らくやはりここを非常に重視した評価をすべきではないか。そういう点では、乏しい資料で採用された人たち、そして、内部だけで育ってきた人たちが本当に国民のための裁判官として働き得るのかどうかの判断は、やはり10年目の判断で、もしそこでそれにはかなわない人がいるとすれば、やはり大胆にその方々には不適格ということでやめていただくということがあってしかるべきだ。そうすると、その判断というのは、非常に責任の重い判断だというふうに思います。責任の重い判断であるだけに、資料はそこに内部資料、そして、できる限りの外部資料はその段階で集中すべきだろうという意味で、もう繰り返しませんけれども、松尾委員のおっしゃったさまざまな方法というのは可能であり、必要であろうというふうに思います。法律家の中の各検察庁あるいは弁護士会等の集め方にはいろいろあるかと思いますが、弁護士会も、その点においてバイアスのかかった勝ち負けにとらわれた、要するに、自分たちに甘い裁判官をいいとするような判断とか、厳しくする裁判官はだめだといったような判断は、

これは許されない判断だと思います。そのときには、やはり今松尾委員がおっしゃったように、無罪を出す裁判官を検察庁としては必ずしも低くは評価をしない。そういった意味の姿勢、つまり客観化された裁判官に対する評価というのは、やはり弁護士会においても、私は可能だというふうに考えています。

その点で、弁護士から裁判官になる弁護士任官の場合について、青木委員がおっしゃった、弁護士会では任官するための運動などが行われるのではないかという御懸念がありましたけれども、これは事実としては全く今は違いまして、弁護士会の中でも、そんな任官運動などは存在しない、むしろ存在できないような仕組みが今つられて、これは各ブロックごとに市民の委員も含めた選考委員会をつくっておりまして、そこでその1人について、日常の所掌事務等について極めて厳しい審査にさらされているということで、それを通った人が弁護士会を通じて推薦されるというシステムになっています。

いずれにしても、弁護士から任官する場合には、3つの類型はそれぞれ違うと思いますが、私は、やはり弁護士から任官する場合には任官する際、それから、もともとの裁判官として採用された方々については10年目の採否の問題、こういった問題が非常に重要だろうと思いますので、そこについてこの委員会の機能、権限については、やはり特段の配慮が必要かというふうに思っております。

【中田委員】3点あります。

まず、松尾委員から、所長は裁判官の裁判等の状況を余り知らないのではないかという趣旨の御意見がございましたが、所長は、部総括を通じて裁判官の報告を受けております。それから、所長みずからも大中小いろいろな規模の裁判所がございまして、いろいろな会議、懇談会等で裁判官に直に接してその人の人柄等を知ることができると、また、ほかの裁判官からも聞いたりしますので、評価はできると思っております。

次に、裁判所内部の意見だけでなく、外部の意見、当事者、代理人の意見を聞いた方がいいという趣旨の御意見もございましたが、それについては私は慎重にすべきであると思います。裁判官の評価に当たって、当事者である代理人の意見を取り入れることについては、どのような方法でどのような調査をするのかという難しく大事な

問題があり、やり方によっては裁判の独立にもかかわることでもあります。裁判官は何者からも左右されずに、公正かつ適正な裁判をするのが職責でございます。当事者の人気とりをするために裁判をするということはよくないのであります。ある民事裁判の判決をした場合に、敗訴した当事者は裁判官の悪口を言うかもしれません。相手方の勝訴した当事者は褒めるかという、必ずしもそうではないでしょう。なぜかといいますと、例えば、一部認容一部棄却の判決がございしますが、全部勝たないと納得いかないとか理由が気に入らないというようなことも考えられます。私はシステムの当事者に当該裁判官の執務状況等についての意見を聴取するということは慎重にしてほしいという意見でございます。最後に、簡易裁判所判事を審議の対象にすべきかという点についてですが、私は、簡易裁判所判事へ任官を希望するものについては、明文で諮問の対象から除外するのが相当であると思います。その理由は、簡裁判事は、簡易裁判所という制限的管轄を持つ裁判所にのみ置かれる官職でございまして、権限も限定されております。それから、裁判所法45条で認められていますが、任命資格も選考による任命を認めるなど、判事、判事補などに比べると相当緩和されております。そして、簡裁判事の大多数を占める、いわゆる特任簡裁判事は、簡裁判事選考委員会の選考を経ておりまして、実質的にはその適否について審査する機会が設けられていると言えるわけでありまして、これに加えて、新たにできる委員会へ諮問に付するということは、いわば屋上屋を架すというようなものでありまして、その意義も乏しいのではないかと思います。また、いわゆる有資格簡裁判事は、委員会が立ち上がりますと、この委員会の審査を経ることになりますから、改めて簡裁判事という権限が限定された官職に就くに当たって、委員会の審査を経るまでの必要性はないというふうに考えられます。加えて、簡裁判事に任官を希望するものも、委員会の審議の対象に含めるといたしますと、審議の対象者が非常に多くなりすぎます。新しくできる委員会におきましては、任官希望者に対して時間をかけて、本当に実質的な審議をしてほしいと思うわけでございますが、簡裁判事まで含めると数が多くなりすぎて、実質的な審議が不十分になるのではないかというおそれがございます。また、司法制度審議会の議事録を見ましても、委員会の審議対象としては、主に判事、判事補が念頭に置かれていたものと考えられるわけでありまして、簡裁判事に

については、特に審議会での審議の対象にはされていなかったと思われます。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

今、たまたま簡裁判事まで含ませるべきかどうかということに議論が発展してしまったんですが、それは、後ほど裁判官の範囲について御議論いただくときに、御意見を改めていただきたいと思います。

先ほど、宮本委員から、予備審査方式を採るか、全部審査方式を採るかということについてお話がございました。ネーミングの良し悪しは別と致しまして、実質的には、この辺りが最も中心となってくるのではないのでしょうか。

この点については、2つのことが重要なファクターになってくるように思われます。

1つは、先ほど山崎幹事の補足説明にあったことですが、最高裁が委員会に諮問する場合に、意見を付して回すのか否かという問題です。第1回委員会の際の金築幹事の御発言について、山崎幹事から大変明確な御説明があり、事務総局としては、意見を付して諮問することは考えていない旨の御説明がございました。私も、個人的には、透明性を確保するためには、起訴状一本主義と申しますか、意見を付さないで諮問をした方が良く考えていましたので、この点についての疑問は氷解したように思います。あとは、当委員会として、これをどのように受け止めるかの問題です。

もう1つは、前回の委員会で確認された点ですが、任官希望者については、全員名簿に登載して委員会に指名の当否を諮問するということです。

私は、5年7か月最高裁にいましたが、裁判官会議に裁判官指名の件が上呈される場合、修習生からの任官については、よほど特段の事情がない限り、名簿だけが上がって来るのが通常でした。ただし、限界的な事例、コントラヴァーシャルなケースについては、名簿だけではなく、各種の資料が提供され、人事局長から詳細な説明を受け、最終的な結論を出していました。判事補からの任官や再任の場合も、ほぼこれと同様ですが、この場合には、特に慎重を期し、名簿を1、2週間預けられた上、検討する機会が与えられたように記憶しています。しかし、裁判官の多くは、裁判実務が多忙であったことに加え、とりわけ、私のように弁護士出身の裁判官にとっては実情がよく分からなかったことや、事務総局を中心とする審査手続を全面的に信頼していたことなどから、通常のケースについては、ほとんど意見らしい意見を述べることはあ

りませんでした。現状は、まさに宮本委員のいう予備審査方式であったとって良い
かもしれません。

しかし、このような方式をそっくりそのまま新しく立ち上げられる委員会に移行すべき
ではないと思います。

また、先ほど申し上げた2つのファクターが名実ともに実施されるのであれば、新委
員会としては、好むと好まざるとに拘わらず、全部審査方式を採らざるを得ないこと
になるのではないのでしょうか。

その上で、3つの類型について考えてみたいと思います。堀野委員も言われました
ように、修習生からの任官については、法律実務家としての経験がまったくないわけ
ですから、原則として、修習成績を中心とする資料を検討することを通じて審議するこ
とになるものと思われます。場合によっては、本人と面接する、ヒアリングする、最高
裁の事務総局を通じて司法研修所ないしは実務修習庁会に対して修習当時の実情
などについて照会する。せいぜいその程度のものにとどまると思われます。

判事補から判事への任官の場合、判事としての再任の場合には、裁判官としての
実績があるわけですから、当然、最高裁判所を通じて提供された資料をもとに審議さ
れることになるものと思われませんが、この場合、松尾委員や堀野委員が指摘されたよ
うな弁護士や検察官からの意見をどのようにして反映させるべきかが問題となりまし
ょう。

ユーザー側の意見を取り入れることは、裁判官の独立を守るという観点からみて望
ましいとは言えないとする御意見もございましたし、一方、これを積極的に取り入れる
べきであるという御意見もございました。

弁護士仲間では裁判官の仕事ぶりや裁判官としての適格性などがよく話題となるも
のです。この場合、勝った負けたということとはまったく別次元の話として、不思議なこ
とにその意見は一致するものです。裁判官や弁護士の評価は、上から見ても、下か
ら見ても意外とよく分かるものなのです。

問題は、どのようなかたちでこれらの意見を委員会に反映させるかということにある
ものと思われます。山崎幹事が言われましたように、ワンクッション置いたかたちで間
接的にこれを取り込むことにするのか、制度的なものを確立して直接的なかたちでこ

れを吸い上げることにするのかということにありましょう。先日、裁判官の人事評価の在り方についての研究会報告書を読ませていただきましたが、非常に難しい問題だと思えます。

また、具体的にどのような情報を集めることにするのかについては、新委員会において決めれば良い問題なのか、当委員会で取り決めておかなければならない問題なのかについても、御議論があらうかと思えます。

その辺りのところを中心として、もう少し御意見を承りたいと思えます。

【竹崎幹事】今までの委員の御発言では、もっぱら指名諮問という関係で御議論がされておりますが、先ほどからの御議論で、指名諮問の問題と、裁判官に対する人事評価の問題とは非常に密接な関係にあることがわかりただけと思えます。人事評価の問題につきましても、先ほど委員長が言われましたように、評価に関する研究会の報告書が出ておまして、これまでと少し違った形での評価システムが現在検討されているところでございます。この新しい人事評価のシステムのあり方がどうであるかということも踏まえて、この諮問委員会のあり方を御議論いただくことが必要かというふうに思っております。

できましたら、人事評価に関する新しい方向はどういうものであるかということを幹事の方から御説明させていただいた方がいいのかと思えますので、どこかでそういう機会をおとりいただければと思えます。

【遠藤委員長】竹崎幹事御指摘の点は、非常に重要なかわり合いを持ってくるように思いますので、いずれどこかの段階で、この研究会報告書の関連をぜひとも御説明いただきたいと思います。今日は時間が詰まっておりますので、もう少し具体的な審議のあり方について、御意見を承りたいと思えます。

【曾我部委員】私としては委員会をつくることは、それはいいのではないかと。そこで希望者全員の名簿を諮問すると。適否審査は、一応そちらの第三者委員会の方で審査をしてお返事を返すと。あとは、その採用の決定権は最高裁の方におありでしょうけれども、そうすると、第三者委員会の方でどういうふうに自分たちで名簿の人物を審査するかということになるでしょうから、その委員会の方で、例えば情報、これはいろいろな方向から情報をお集めになるのは結構なんですけれども、どういう仕組みで

どういふに判断していくかと。少なくとも3つのケースがあれば、3つのそれぞれの調査部門というものを設けて、それに対して主体的に第三者機関の方で御注文をつけられる分野の情報収集という収集活動が行われるのではないかと。そのために、さらにその下部の組織が必要かどうかは、まだその先の論議になるでしょうけれども、そういうイメージになるのであろうかなと、こいふに考えて聞いていたんですが、話は情報の審査の問題の方にいっておりますけれども、イメージとしては、それで間違っているでしょうかというのが私の今の気持ちなんです。

もう一つは、法曹としては、さっきお話が出ましたが、検察官もそうなんです。その方たちは、転官といいますか、裁判官に希望はされないんでしょうか。その人たちの審査はなくて済んでいるのでしょうか。そのあたりは私にはわからないのですが、対象から外れているのはどういふことなんだろうと。

【遠藤委員長】ごく少数だろうとは思いますが、検察官から裁判官に任官されるという方も、すべて委員会の方に諮問するということが前提になっております。

それから、どういふ情報を具体的に集めてどういふに分析するかということが問題ですが、一般的な御認識は、委員御指摘のお考えのとおり、基本的には間違っていないと私は思っております。

【龍岡委員】審議のあり方なんだろうと思んですけれども、どういふ資料を使うのかというのはひとまず置かせていただきますが、審議としては、要するに、実質的な審議がされることが透明性を確保するためにも、それから国民的な基盤、国民の意思を反映するという点でも重要である、これは今までの御指摘のとおりであろうと思います。

そうしますと、先ほど来出ておりますように、恐らく今でも全部で300人を超える審査をしなければならないとなりますと、全部を画一的に同じような方法でやっていたのでは実質的な審議はできないおそれがある。そうなりますと、先ほど宮本委員の方から話がありましたけれども、予備審査方式という言葉は必ずしも適切ではないと思っておりますけれども、集中的とか重点的にやるのが望ましいのではないかと、その意味では、全部審査方式というのは、実質的には難しいのではないかと、思います。それがやればそれに越したことはないと思っておりますけれども、時間的にいろいろな制約もあろうかと思っております。そうなりますと、やはり問題となるケースについて、先ほどはコントラヴ

アーシャルという言葉が使われましたけれども、そういったケースについて重点的に審議をしていくということが、やはりこの委員会としては最も適切ではなからうか、そのためには、ある程度の基準というものがなければならぬんじゃないかという感じがします。裁判官のあるべき資質を踏まえた審査基準を明らかにした上で、それに適合するかどうかを審議する、そのために実質的な資料を提供するということが大事ではないかと思います。その中で、そもそも多少問題がある場合について、委員会の方に最高裁の方から指摘するということはどうだろうかということは一応考えられるわけですが、それが否定されるということであるとすれば、やはり適切な資料を出すことによって、委員会の方で資料を見てどこに問題があるかを検討していく。その上で、実質的な審議、例えば、さらに追加資料を求めるとか、説明を求めるとか、ヒアリングをするとか、いろいろな方法があるかと思いますが、そういった方法を考えていく必要があるのではないかと、そういうふう考えるわけです。

資料の点につきましては、要するに、重点的な審議をする必要があるかどうかによってまず振り分けた上で、先ほどのように多分類型別に内容が変わってくると思いますけれども、その資料を集めていかなければならない。その具体的な方法については、今、曾我部委員からもちょっとお話がありましたけれども、委員会の方で御検討いただく。具体的な方法としては、立ち上がるべき当該委員会の方で検討していかれるのが相当ではないか、あらかじめ、こことこことこういう資料でという制約をするのは必ずしも適切とは言えないのではないだろうか、大筋のところは、ここで十分議論する必要はあるかと思いますが、そういうふう考えます。

【宮廻委員】人事評価をする場合に、私は一番最終的な決め手というのは、やはり、その人物を直接見ることでないかという感じがいたします。

確かに、書面審査で大体7割～8割ぐらいのことはわかると思いますけれども、あとの2割、3割というのは、やはり実際にその人に会って、どういうことを言うのかということを見ない限り、なかなか判断ができないのではないかと思います。

この3つの類型について言いますと、特に1番目の修習生からの任官と弁護士等からの任官について言いますと、会社で言えば新入社員みたいなもので、一体どういう人かだれも知らないわけなんです。それを書面だけで決めてしまうというのは、ものす

ごリスクがあるのではないかと思います。

2番目の裁判官からの任官。先ほど、判事補から判事になるのはチェックは厳しくすべきだという意見があったのは当然かと思いますが、それでも一応この人たちは既に1回スクリーンを経ている人たちだと思いますので、これは宮本委員がおっしゃいましたような予備的な審査でもいいのかなと。例外的に、若干よく見なければいけない人だけを面接するというのもいいとは思いますが。

ただ、1と3については、やはりだれかが直接会って、この人で大丈夫だということを確信しないと、本当にいいかどうかはわからないと思います。面接の重要性というのは、私は相当大きいと思います。年間300人全員を面接することは無理だと思いますけれども、企業なんかで採用するとき、100人を採用するために3000人ぐらい面接しているわけがありますので、面接の仕方によっては、そういうこともある程度は可能かと思いますが。面接と書類審査とのバランスをうまくって考える必要があるのではないかと思います。

【磯村委員】まず、最初に小池幹事の方から御説明がありました3つのイメージで、3つのうちの裁判官からの任官というのが2つに分けられるかどうかというような問題があると思いますが、とりわけ、今御発言がありました司法修習生からの任官については、確かに書面審査という面もあるのかもしれませんが、実務修習で実際に実務で指導されたり、あるいは司法研修所の教官がかなり親しく接した、その評価が出てきているということを考慮すると、全員について面接というのは必ずしも適当ではないのではないかという気もいたします。とりわけ、これから司法修習生の数がふえて、任官希望者が非常に多数に上ることになると、その実質的な審査が時間の制約によってかえって妨げられるということもあり得るのではないかと思います。

それから、裁判官については、判事からの再任ないし判事補から判事への任官の場合、やはり裁判官としての活動実績はあるということ踏まえることになり、ゼロから審査するというものではありませんので、そういう意味では、むしろ実質的に問題がありそうな人を中心に、集中的に面接をするというような形で重点審査を行うというのが、手続としてはむしろ適正なものになるのではないかと思います。

また、指名過程の透明化という点に関しては、もちろん委員会での審議のプロセス

そのものもそうなんですけれども、委員会の目的とは少し外れるかもしれませんが、最終的に、例えば任官希望者が任官が認められなかったというときに、その後、最高裁としてどう対応するかというようなところでの透明性の確保という問題もあり得ると思いますので、委員会における審議のプロセス問題だけを考える必要は必ずしもないのではないかとこのように感じております。

【長谷川眞理子委員】先ほどから出ておりますけれども、司法修習生からの任官というのは、実質的な資料がないわけですから、これは可能性の評価ですよ。そうしますと、可能性というものを見るときにはどんなことを見たら一番よくわかるのか、私は裁判官の可能性として何に着目するのが一番いいのかということは知りませんので、それは専門の方々にお聞きしたいと思います。司法研修所での成績がよくあらわしているのか、それとも面接での印象がよくあらわすのか。可能性というものが主体になるわけですから、可能性をつかむためにはどういう情報に一番着目したらいいのかというのをまず抽出するべきだと思います。

それから、2番目の裁判官の経験があってから次のステップになるときは、本当に実績があるので、それは専門性と適格性の判断になるわけです。そうしますと、そこは、もし最初の可能性の判断のところであまりいかなかった人がたとえいたとしても、その次のところでは必ず見つけるというか、そういうことをするために非常に大事なステップだと思います。

そのときに、国民から広く意見を求めるとか、透明性とかという新しい観点を入れるとしたら、やはり収集すべき情報の中には、業界の中だけではなくて、今までにはなかったような形の外部からの評価というのが必要だと思います。携わった裁判の代理人であるとか弁護士が、一番つき合った相手として、しかも内部の専門家ではないという意味で、一番情報があるはずの外部ですよ。そういう人たちというのは、裁判の内容などによって価値観が影響されるということもあるかと思います。大学の先生の授業評価というのが最近やられています。そうしたら、優をいっぱいくれる先生が評価が高くなるかという、そういういい加減な学生もいますけれども、授業評価制度というのが定着して、どういう目的でこういうことをやっているのかということが浸透すればするほど、単に優を乱発する先生の評価が上がるわけではなくて、やはりちゃんと見

るべきところは見ているような評価がそのうち出てくるわけですね。ですから、裁判官に関しても、評価が結果によって左右されるということではなくて、ちゃんと適格であるかとか、人格的にどうかとかということが浮き上がってくると思います。国民に広くといっても、どんな国民もその人のことを知るわけではないですから、つき合った範囲でちゃんと適正な判断ができるような、しかも外部というところ、そういうところからの評価を入れるということは、やはりどういう資料収集をするかというときの1つの柱として出すべきだと思います。

【堀越委員】先ほどからの曾我部委員とか龍岡委員とほぼ同じような意見なんですが、一般規則の中に全員を面接しなければいけないとか、こういう資料は必ずなくてはならないというふうに固定的にしないで、これは審査で適否を判断するのにやはりめりめりをつけるべきだと思いますので、その人によって必要な資料というのは当然違ってくるわけですから、一般的に固定化しないで、立ち上がった委員会の中でこの人の適否を判断するにはまだこういう資料が足りないなと判断したときに、そういう資料が求めることができるんだということを、規則の中の一般的な条項として決めておけばいいのではないかというふうに思います。

【長谷川裕子委員】私のイメージなんですけれども、1つは、宮本委員のレジюмеでいいと思いますと、予備審査方式がいいのか、それから全部方式がいいのかということであれば、全部方式でしようと思っています。

それと、どういう形があるかという、今3つのパターンが示されていますが、ほぼそういうことでしょう。しかし、司法修習生からの場合と、判事補から判事の場合とか、弁護士から判事というのは、若干方法が異なるのではないかと思います。今日資料を出していただいて非常に助かったのですが、この資料をよく見ると、再任の希望調査表の書き方で、所長の意見とか長官の意見というものもそんなに難しいことを書くような欄ではないわけですね。非常に短い欄で、恐らく300人と言われても一人当たり1,600字を読むわけではないでしょうから、そんなにここは面倒な書き方ではないわけですから、300人を全部で一括でやるのかは別として、このぐらいの書類は読み切れるのではないかというふうに思いまして、そういう意味では全部ということとは可能ではないかというふうに思います。ただ、司法修習生からの場合に、どうい

判断基準が委員会の委員に求められているのかと先ほど皆さんもおっしゃっていますように、そこはやはりわからないわけで、どういう判断基準で、これはよくてこれはだめと、例えば法曹三者ではない人が入った場合に、どこが判断基準になるのかというところは、もう少しイメージ合わせが必要なのではないかとこのように思います。

それと、この人が適格か不適格かと判断するとき、司法制度改革審議会でも意見があったのですが、身近にいる人が一番よく知っている。皆さんも先ほど意見を言っているように、私もそうだというふうに思います。法曹三者というのは、皆さんそれぞれよく知っているわけで、もう一つは、だれがどういう仕事をするかというのも一番関係者がよく知っていると思います。そういう意味では、まず一番身近な法曹三者をどういうふうに評価しているのかというのを、何らかの形でシステム化するということが1つ。もう1つは、裁判所を利用した人がどういうふうに見ているのかというのを客観的に述べられるというか、出せるような、そういう方法がないか。ただ、私は宮本委員がインターネットとお書きになっていますけれども、それは、だれが書いたかわからないという信憑性にちょっと問題があるのではないかと思います。

そこはシステム化するといいいのではないか。そうすると、中央と地方の役割がおのずと出てくるのではないか。地方では何をするのかというのと、中央は何をするのかということで、地方が一番身近なわけですから、そこでの情報が、中央でどうなのかということを経験するとき貴重な資料になるのではないか。そのところを正しく適切に情報が収集できるようなものに制度化することが必要なのではないか。

あともう一つ思ったんですけれども、例えば私どもが会社にどうしても採用していただきたいと思うときは、自分がどういう技術を持っているのか、自分にどういうスキルがあるのかということを説明するわけですね。昔のように、履歴書1本ではないんです。自分がどういうことをやってきたかということをつけるんです。いかに自分が能力があるのかというのを訴えるわけですから、そういう意味では、何人かの推薦書を添付するとか、そういう方法なども情報収集の1つとしては考えられるのではないかなというふうに考えています。

今日私がイメージしたところです。

【遠藤委員長】まだまだ御発言いただきたい方が大勢おられることと思いますが、時

間の関係がございますので、新しい委員会でどういう審査が行われるかということについて、イメージ的な意見交換をいつまで際限なくやっても切りがございません。それぞれの受けとめ方の問題でございますので、強いて私の方で要約するということも無理があるかと思えます。これは私の個人的な意見としてお聞きいただければよろしいかと思えますが、まず、宮本委員のおっしゃっている予備審査方式か全部審査方式かをあえて振り分けるとすれば、これは先ほど山崎幹事も御発言のように、意見を付さないで白紙の状態で委員会に回すということを前提とする以上、全部審査か予備審査かというネーミングだけで強いて割り振りをするとすれば、全部審査方式ということになるのかなと、こういう受けとめ方をいたしました。ただ、全部審査方式について宮本さんがここで書きになっていることについては、インターネットを始めとして、地方でやるか中央でやるかということなどを含めて、恐らく委員の方々、相当御意見が分かれると思うのです。

要は、裁判官人事の透明化をはかり、委員会審議を実質的に機能させるためには、どのような方法を探ったら良いかということに尽きるように思われます。

実際問題としては、資料を検討しただけでその適格性を認めて良いということになる場合が圧倒的に多いのではないのでしょうか。しかし、この場合最も留意すべきは、名簿を見ただけでこれらの判断がなし得るものではないということです。委員全員がもろもろの資料に目を通した上、慎重にこれを判断することが大事だと思うのです。なお、委員会審議の透明性、公正性を確保するためには、できるだけ委員会が判断しやすいような豊富な資料を提供することが肝要だと思います。

問題は、いわゆるコントラヴァーシャルなケースに集中されることになると思われます。このようなケースについては、堀越委員が指摘されましたように、委員会としての権限として、例えば、面接やヒアリング、弁護士会その他の関係機関への照会などを取り決めておきさえすればよく、それから先は、新委員会の判断によって弾力的に運用してもらえばよいと考えております。

弁護士任官については、既に最高裁と日弁連との間で一定の協定が成立していますが、その協定は協定として、新委員会において、別途ガラス張りでの審査してもらうことが必要だと思います。

以上、私の個人的見解に過ぎず、意見の取りまとめという趣旨ではございませんが、イメージ的には、当たらずといえども遠からずという感じがしております。ここで10分間だけ休憩をとりまして、それぞれのイメージをもとにして、所掌事務その他の本論に入って参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

【遠藤委員長】それでは、時間でございますので、再開させていただきます。

資料5の議論の進め方をもう1回お目通しいただきたいと思います。1番目の委員会の審議方法と所掌事務のうち、2つ目の「」印の委員会の所掌事務について、いよいよ御議論いただきたいと思います。具体的には、資料4の2ページを御覧ください。ここには、検討すべき点として「」印が4つ挙がっております。1つ目は、推薦権限の問題と直接応募することができるかどうかの問題です。2つ目は、先ほどの山崎幹事のお話である程度方向付けが見えてきたように思いますが、どのような方法で諮問するか。最高裁があらかじめ審査を行い、意見を付することとすべきか。あるいは、そのような審査を行うことなく、委員会に諮問することとすべきかという問題です。3つ目は、定員オーバーの場合に、段階的に評価ができるのかどうか。4番目は、先ほど来、簡裁判事の問題も話題に出ておりますが、裁判官の範囲に関する問題です。これらの問題等について御議論いただきたいと思います。

まず、冒頭に、推薦権限を与えるかどうか。それから、この委員会に直接応募することとすべきかどうかということまで含めて一括して御意見を承りたいと思います。

【磯村委員】まず、検討すべき点の最初の「」の後半の方から申し上げますと、先ほどの御議論の中でも任官希望者の全員を対象として委員会で諮問するということがありますから、仮に委員会で直接応募させるという形をとっても、これを最高裁に戻して、資料とともに委員会に提出されることとなりますので、端的に最高裁に任官の希望意思を表明して、そこから資料を添えて委員会に戻すという形で特に問題はないのではないかと思います。

それから、これは宮本委員のペーパーにもございましたけれども、他薦という形があまり意味がないということであれば、あえて推薦機能ということを考えずに、希望する者が希望を出す。それについて諮問を受けて、委員会が判断するというところでいい

のではないかとこのように考えます。

【堀野委員】さっきの後段の方からの意見ですけれども、この問題については、私も磯村委員と同様の意見になるのかなとは思いますが、若干、この問題の背景として、やはり裁判所と弁護士会あるいは任官を希望して採用されなかった人と最高裁との間の歴史的な不信感みたいなものがずっと30年前ぐらいから何年か続いた時期があったと思います。現段階ではそういうことはないんですけれども、不思議に、そのときの採用数と任官希望者の数がほぼ一致していて、それ以前に何らかの形で採用を進路指導の形で希望をあきらめた人というのが存在するのではないかと、こういう議論が弁護士会の中にはあると。これが本当かどうかということはここでは抜きにしますが、そういったことを含めて、すべての人が遠慮なくといいますか、本当に裁判官をやりたいという人が素直に応募できるシステムということになると、一応最高裁判所あての任命希望書を委員会に提出すると。それは、最高裁判所あてですから、そのまま最高裁判所に行くわけですけれども、そういう形をとることによって、そういう不必要な疑念が生じないという効果があるだろうとは思っています。そのところは、今までの何となくもやもやした雰囲気はこの機会にすっぱりと切って、そして、新しい意味での弁護士会あるいは修習生と最高裁判所との間の信頼関係がそこで構築されるというような意味において、今のような方式、私が言いましたように、最高裁判所あての任命希望書を委員会に出すと。同じではないかとか、何でそんなことをするんだと言われるような御意見も多分あるかと思います。そのことを十分承知した上で、そういったことも一応御検討いただければというふうに思います。

【宮本委員】「独自に推薦」と書いてありますが、「推薦」という言葉の問題で、前回、私は「推薦・選考」というように無原則に使ったので混乱を招いてしまったと思っております。私の気持ちでは、推薦も選考も同じなんで、推薦という場合に他薦を意識していない。ですから、磯村委員がおっしゃったように、他薦という意味でなければ、推薦なのか選考なのかということを論ずる意味はないということになると思います。

それから、申込先の問題については、希望者全員について委員会での審議が行われることをどうやって確保するかという問題なのです。堀野委員がきちんとおっしゃったので、問題は鮮明になったのですけれども、委員会に申し込むという形をとれば、全

員かどうかということの問題にする必要もなくなる。

つまり、審議会が求めている希望者全員が委員会の判断を受けるのだということを実質的に担保する方法として、申し込みの窓口を考えているわけです。

【戸松委員】私は形式のことについて非常に気になっているんですけども、何十年が続いてきた日本国憲法のもとの憲法秩序では、最高裁判所が裁判官として任命されるべき者の名簿を作って内閣に提出してきたわけですね。これは1つの憲法秩序として崩すことはできないことと思われま。そのところに、任命の透明性、国民の意思を反映するということでこの委員会を設けるということですので、その形式と折り合いがつくような所掌事務を考えなければいけないのではないかと思います。

そうしますと、任命希望者も一応最高裁判所の方に、どういう形で出すかはいろいろやり方はありますけれども、希望を出して、最高裁判所がこの委員会に諮問をして、任命が適当かどうかという答えを求め、あるいはアドバイスを求めると、そういうことでいいと思います。そして、委員会から答えをもらって、それを参考にして従来のように内閣に任命を求めると。こういう形は崩してはいけないのではないかなという気がいたしております。そのところをどう工夫するかは次の問題ですけれども、ですから、委員会の方に直接希望を出すとかというのは、ちょっと形が変わるのではないか。委員会に希望を出すことも認めると、最高裁の方に出しているものと二重の構造となり、それがあっていいのかどうか。そこで判断が異なって、おかしな推測とかいろいろな不信が生まれるというようなこともあってはいけないというふうに思います。

【宮本委員】私は、今の戸松委員の御意見に全く異論はないのです。ですから、日本の憲法秩序のもとで最高裁判所が指名権を持っているということについて、何も言おうと思っておりません。

最高裁の指名権を適切に行使するために、新しくできる委員会がどのように働けばいいかということだけであります。その意味では、技術的な問題と言えば技術的な問題。ただ、その場合に、希望者全員をきちんとすくい上げて、審査のレベルに乗せるためにどういう方法が一番適しているかということを経営的に考えなければいけないと思います。

【戸松委員】宮本委員と対決的な意見を言ったわけではなくて、趣旨は同じだと思

ます。私が言っているのは、憲法の趣旨、慣行、なされているところの形式は損なわれないようにと、そういうことで、結局は同じことを考えているんだと思います。

【中田委員】最高裁が、任官を希望する者を全員委員会に諮問するというにすれば、最高裁に応募するか、委員会に応募するかというのは単なる手続の違いにすぎません。そうすれば、やはり指名権を有する最高裁あてに任官願を出すというのが自然であろうと思います。あえて委員会にする必要はないと思います。

【遠藤委員長】推薦権限まで認めるか、それから委員会に直接応募することにするか。これは所掌事務のうちの根幹的な大事な部分でございますので、なるべく数多くの委員の方々から御意見をいただきたいと思います。今まで御発言をいただいていない方々に、ぜひとも最終的な結論部分だけでも結構ですから、御発言いただければありがたいと思います。

【北野委員】議論は同じような意見ですから、結論だけ申しますと、やはり指名権が最高裁にあるわけですから、それに申し立てるのが手続としては筋だろうと思うわけです。万一、この諮問委員会等に申し立てをする場合は選考申立人なのか、その取り扱いもまた変わってくるのではないかという気がいたしますので、指名権のある最高裁が決定するのがいいだろうと思います。

【青木委員】私も中田委員の御意見に賛成です。

【曾我部委員】右に同じでございますが、独自推薦は必要ないと思います。

【遠藤委員長】そうすると、当然委員会に申し込むということは論外だと、こういうことでしょうか。

【曾我部委員】論外です。最高裁判所の方へ自分で願い出ればいいことだと思います。

【龍岡委員】結論は、応募先はやはり最高裁にやるべきではないかと思います。理由は、今まで言われたとおりで、手続的にも明確にしておくということが適当ではないかと思います。委員会でやっても明確だと言われますけれども、やはり指名権を有する最高裁判所に提出するというのが自然であるという御意見がありましたけれども、そのとおりだと思います。

【長谷川眞理子委員】私も、最高裁判所にいくのが筋と思います。それから、この委員会に特別に推薦権は必要ないと思います。

【長谷川裕子委員】裁判所でいいと思っています。ただ、この委員会がどういう権限を持つか、もう少し議論していただければと思います。

【遠藤委員長】具体的な権限内容は別として、推薦と直接申し込みということについては、推薦権限は認める必要はない。そうすると、直接の委員会に対する申し込みも認めるべきではない、最高裁判所にという御意見でしょうか。

【長谷川裕子委員】申し込みは具体的に最高裁判所です。委員会が、推薦をするかしないかということについては、諮問、答申までです。

【土方委員】他薦というのは意味がないと思います。ですから、推薦ということは必要ないと思います。それから、堀野委員がおっしゃることはよくわかるんですが、逆に、そういう委員会に手続をしますと、万が一委員会が忘れたときの責任とか、そういうのも出てきますので、やはり直接最高裁が適当だと思います。

【堀越委員】私も同じように、指名権を有する最高裁あてに希望者は任官願を出すべきだと思います。それに、この諮問委員会はそもそも最高裁から指名の適否について諮問を受けて、それについて答申するわけですから、いわばチェック機関であると思うんです。そこがみずから推薦するというのは、何となく機能そのものに矛盾を生ずる部分が出てくるのではないのかなと、そんなふうにも考えますので、これは全部統一して最高裁に提出すべきだと思います。

【堀籠委員】推薦の機能を持つ必要はないし、委員会に直接申し込むことも必要ないと思います。全員について諮問するというのであれば、実質的に考えても推薦ということは意味がないと思います。また、諮問というのは、最高裁判所が裁判官に任命する意思があるとして申し込んできた人について行う手続であると思いますから、筋からいっても最高裁判所に直接申し込むことに一本化するべきであると思います。

【前田委員】結論だけ申し上げますけれども、やはり委員会に直接応募することは必要ないと考えております。推薦についても必要ないと思います。

【松尾委員】私は、大方の御議論と全く同じです。希望者は最高裁に申し込むということが単純明解だと思います。

【宮廻委員】私も、最高裁に申し込めばいいと思いますし、推薦は必要ないと思います。

ただ一つだけ、実態がよくわからないので、もし事前に行政指導みたいなことで、実は裁判官になりたいけれども、初めからやめておけみたいなことが、もしされているとしたら、それは大変な問題ではないかと思えます。

【堀野委員】私が想定している心配は、進路指導を受けて、それでやめますと言って最高裁には出せないような人が、あるいは委員会を通じてならば最高裁に出せる。そういう弱い人がいるのかなど。そういう弱い人は、これはそもそも裁判官として適格ではないんだということも言えると思えます。しかし、そういった人も含めて、任命諮問委員会の、要するに長谷川眞理子委員のおっしゃったことですけれども、要するに新任の場合の可能性という、そういう気の弱い人でも裁判所で鍛えられているうちにすばらしい裁判官になるかもわからないと、そういった人たちもすくい上げていったらどうかということだけの話なんです。結論に私は従います。

【遠藤委員長】宮本委員、何か補足的におっしゃりたいことがあればどうぞ。よろしゅうございますか。別にこれは決をとって何対何でどうしようという性質のものではないと思えますが、大方の皆さん方のお話を伺ってみると、委員会に推薦機能を持たせる必要性はないであろう。いわんや、委員会に対して直に申し込むということについては、任命権者が最高裁判所である以上、最高裁判所に申し込みをするのが当然であり、最高裁判所が憲法上保障された指名権を行使するに当たって、国民の意思を反映させるために委員会に諮問をするのが筋であろうという御意見がどうやら数の上では圧倒的に多かったような気がいたします。

ただ、皆さんの御議論を聞いていると、根っここのところでそれほど大きな違いがあるわけでもないように思われます。もちろん、戸松委員のように憲法上の理念から説き起こされた方もいらっしゃいましたが、多くの方々の潜在的な思いは、前回の委員会で確認させていただいたように、全件回す、全部名簿として登載して委員会の御意見を承る。

それから、先ほどの山崎幹事のお話によれば、これは後ほど改めて大事なことから確認をさせていただきたいと思えますが、一切意見を付することなく白紙の状態ですら回すということでもございました。そうなると、磯村委員が言われたように、実質的に一度は必ず委員会の審議にかけられ、答申という手段、方法を通じて委員会としての

意見を述べることができるわけだから、推薦権限を与えるというようなわずらわしいことをする必要はないのではないかということが多くの委員の方々の念頭にあったのかなという感じがいたしております。

私は委員長でございますので、委員長の個人的な意見をここで申し上げることは差し控えたいと思いますが、とにかく大方の御意見が推薦権限を持たせる必要性はない。また、最高裁判所に直に申し込みをすればいいわけであって、委員会に申し込みをさせる必要性がないということが、本日の御議論を伺った限りでは大勢というように受けとめられました。そういう方向で、今日のところは暫定的に取りまとめさせていただきたいと思います。

なお、意見を付さないで最高裁判所から委員会に諮問するということが事務総局の考え方であるというお話が山崎幹事からありましたが、当委員会としてもそういう方向で諮問するということを改めて確認させていただいてよろしいでしょうか。

【磯村委員】これは山崎幹事から言っていた方がいいのかもしれませんが、先ほどの御説明は、事務総局の見解として白紙の状態に諮るものとするということではなくて、白紙にするかどうかは、この委員会で決めればいいということで、ちょっとニュアンスが違うかなと。

【遠藤委員長】おっしゃるとおり、そこで改めて私の方から当委員会として確認させていただく必要があるであろうと。事務総局がそう言っているんだから、それを信頼してそれでいいじゃないかというわけにはいかないと思いますので、確認事項としてお諮りしているわけです。特に御異論がないようですので、そのように確認させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

次なる問題は、資料4の「・」印の3番目、これもちょっと前回話題に上ったんですが、定員との関係で、任官希望者が採用可能数を上回る場合、どのような諮問または答申をすべきであろうか。例えば、予算、定員の関係で100名しかとれないのに120名応募した場合に、どういふ答申をするかということが具体的には問題になるかと思えます。適否についてのみ答申すればよいという考え方が1つ考えられます。もう1つは、外れる人もいるし、入る人もいるわけですから、段階的な評価をしてきわどいところについては少なくとも順位をつけて答申すべきであるということも観念的には考えられる

かもしれません。このあたりの御意見を承りたいと思います。

【戸松委員】その前にちょっと確認したいんですが、任官希望者が採用可能数を上回るということは、これは予算に必ず縛られるということなんでしょうか。予算上は100名とれるとなっても、この委員会は適当な裁判官は90人しかいないと、こういうこともありますから、要するに、採用人数とは関係なく裁判官として適当な人、適当でない人ということを答申するというのが任務なのか、それとも予算に縛られて人数を合わせて答申するのか、そのところをまず確認しておく必要があるのではないのでしょうか。

【遠藤委員長】只今の戸松委員からの御質問に対して、どなたか幹事の方でお答えいただけますか。

【竹崎幹事】裁判官の数というのは、2つの面で決まっております、1つは予算上の定員、それからもう一つは、法律上の定員というのがございます。この2つの数は一致しております。この数を超えて裁判官を確保することはできません。数を超えると、これは法律違反ということになります。数の範囲内であれば、それを下回るということもあり得ることです、これは欠員ということになります。

【戸松委員】そうしますと、予算との関係は、諮問委員会は関係なくて、最高裁が指名名簿を内閣に渡すときに調整すればいいので、当委員会は適、不適の裁判官を答申する、それだけの任務である、人数にはとらわれないと、こういう考え方もとれるのかどうかということを確認しておく必要があるのではないのでしょうか。

【竹崎幹事】それは裁量で、つまり、例えば100人適の方がいたけれども、予算上とか法律上80人しか採用できる枠がないということになりますと、そのうちの80を採用するというのは、採用権者、つまり指名権者の方の裁量の問題であるということになるかと思います。

【戸松委員】それを確認すれば、あくまでも最高裁判所の指名権の裁量のある程度残しておくのか、それとも委員会は、その裁量をかなり狭めるような答申をするのかという問題になると思いますので、それを確認しておけばいいと思います。私は今どちらがいいのかはわかりませんが。

【遠藤委員長】要するに、諮問された任官希望者に対して絶対評価という表現が当た

っているかどうかはわかりませんが、この方は適任だと思うという答申をするのか、不適任の答申をするのかということにとどめるか、あるいは定員との関係があって、委員会の意見を積極的に反映させるために微妙な違いがあるとすれば、段階的な評価をするかという問題だろうと思うんです。そこから先は、適否だけについて答申をまとめて、あるいはいろいろなもろもろの定員政策上の問題等々もあるわけであって、最高裁判所としては、委員会の適否に関する答申のみを頭に置いて、これは今年はどうしてもだめだから来年回すということが出てくるかもわからないけれども、それは最高裁判所の専権事項だというふうに割り切るのかどうかということなんだろうと思いますが、いかがでございましょうか。

【土方委員】その件は、私は最高裁判所が結論を出した後に、委員会にどれだけ説明するかということにもかかってくるんじゃないかと思っています。つまり、適否だけを判断して、言ってみれば、みんなが合格してもいいはずなのに、落ちてくるときに、最高裁の方が順序づけることになると思います。そのときに、委員会に対して、こういう理由でこういうふうに今回はなりましたということで、委員に説明をきちんとするのか、それを全然しないのであれば、いわゆる透明性というところから言いまして、どうして何人かのうちこの人を選んでこの人を落したかということが委員にもわからないということになりますので、それであれば段階をつけるのかという話になってくると思います。

きちんとその後の説明をできるのであれば、それは適否の判断でも済むのではないかというふうに思います。

【遠藤委員長】後ほど、委員会の結論と最高裁判所の最終的な結論が違った場合に、委員会の方にフィードバックというか説明責任を設けるべきかどうかということについては当然お諮りしたいと思うんですが、今の土方委員のお考えは、その点の説明責任が十分果たされるのであれば、それを条件として、この際、あえて段階評価ということにこだわらないで、適否についてのみ答申するというところでよろしいのではないかと、こういう御意見でいらっしゃいますね。

【堀野委員】適否についてだけというと、ちょっと誤解が生じるのではないかと思いますのは、確認された点で、適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができる。段階的な評価はちょっと不可能だと思いますけれども、私は理由を付

することの中に、その問題を吸収していいのではないかというふうに思います。

【長谷川眞理子委員】やはり段階的にやって、この問題を解決しようとするのはちょっと無理があるかと思います。例えば100人いて85人しか採用できないときに15人が余るわけですが、その15人をどこからとるかということになります。ABCみたいな段階づけで評価して、Cが20人いたとしたら、そのCの20人の中の15人をどうやって選ぶかというふうに、また問題が先送り、細分化されてしまいます。そうすると、100点から0点みたいに全部つけて、何人であろうと下からというふうにはっきり切れるということが果たしてできるかという、できないように思います。ですから、その辺は、やはり適否でそこになぜであるかと説明を書く。そこにとどまると思います。

【遠藤委員長】私も実は個人的には、今、堀野委員、長谷川委員がおっしゃったのと全く同意見でございます。資料4の確認事項1ページを御覧いただきますとわかりますとおり、前回の委員会で、委員会は指名の適否について意見を述べるに当たってはその理由を付することができるということを確認させていただきました。また、段階評価といってみても、微妙なところになりますと、現実問題として非常に難しいのかなという感じがいたします。

したがって、適否に関する意見に理由を付することができるということになっているわけですから、もし特段、委員会で意見があれば、理由を付することができるという権限事項をフルに活用していただいて、委員会の意思を最高裁判所の方に反映させていただければ十分運用上機能できるのではないのでしょうか。

したがって、根っこの問題としては、私は適否についての意見を答申することにとどめて、定員オーバーの場合には、あとは裁判所の方でいろいろ定員政策上の問題等々もおありでしょうし、裁判所を信頼して任せると。ただ、これは後ほどお諮りしたいと存じますが、土方委員がおっしゃったように、それをさらに意見が異なった場合にはフィードバックさせるような方法を確立させることによって、透明性確保ということを考えるべき問題かなというふうに個人的に私は思っておりますが、ほぼそのような要約で御賛同いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、時間的にもう一つだけ、裁判官の範囲、とりわけ簡易裁判所の判事と高

等裁判所長官と、法務省その他に2年、3年行ってきて戻ってくる、短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰する場合、これは改革審の意見書によれば、すべからく下級審の裁判官であることは紛れもない事実でございますから、改革審の意見書を前提とすると、これは網羅的に全部入るわけですが、とりわけこの中で高裁長官と簡易裁判所の判事と短期間、裁判官の身分を離れていた方が2、3年で復帰する場合にどうするか。これは多少意見が分かれるところかなとは思いますが、率直に御意見を承りたいと思います。

【松尾委員】基本的には全部対象から外していいんじゃないかと思います。

先ほど堀野委員から簡裁判事が果たしている役割、ある意味では確かに国民に身近な少額訴訟というものがあります。ただ、これは簡裁判事の任用について、その段階でいろいろな社会の各層からの委員の方も含めて、今慎重に適否を判断しているわけですから、さらに重ねてやることの意味というのは、それほど大きくないんじゃないかというので、この点について、対象から外しても、今回の制度改革を大きく損なうものではないと思います。そのほかの高裁長官も含めて、これは端的に必要なというふうに思います。

【青木委員】短期間、裁判官の身分を離られる方は、必ずしも対象とする必要はないんじゃないかと思います。これから裁判官にかなり専門的な知識が必要とされる場合があります。例えば、知的所有権の問題等についての専門的知識を深めるために特許研究に携わるとか、あるいは外国に行かれる。それから、例えばずっと裁判官のお仕事をされていた方が1年か2年ぐらい著作活動に専念したいというようなことで、リープをとりたいとかというようなケースもあると思うので、復帰する度にまた許可を得なければいけないということになりますと、そういう活動に従事するインセンティブを崩すことにもなると思います。ですから、私は、10年間ということ任命した場合には、そういうリープの制度というのを認めた方がいいんじゃないかというふうに思います。

【遠藤委員長】青木委員の説によると、短期間裁判官の身分を離れていた人はいいだろうと。あとの高裁長官と簡易裁判所の判事についてはいかがでしょうか。

【青木委員】簡易裁判所の判事については、私は専門的な知識がありません。先ほどいろいろな御意見を伺っていると、かなり専門的な知識が必要な気がいたしますの

で、その点に関しては差し控えさせていただきます。

【遠藤委員長】なるべく多くの方々から、この点については御意見を承りたいと思います。

【戸松委員】短期間裁判官とありますが、これはどういうイメージであるかということをもしる質問、確認しておきたいのです。私が知る限りでは、法務省で何年か裁判官職を離れて仕事をしておられる方がいますけれども、そういう方はどうするのか。短期間というのは、どういう概念で定義づけをするのかと、これは明確にしておく必要があると思います。

【遠藤委員長】その点について、どなたか幹事から御説明いただけますか。

【小池幹事】ここは、司法制度改革審議会で、判事補が外部の経験を短期間して、自分としてのキャリアを多様なものにした方がいいではないかという提言がされていますので、そういったものをイメージしてのことでございます。

【長谷川眞理子委員】短期間というのは数年ということで、多分10年は短期間ではないわけですよね。これまでのの方々も10年に一遍ということで、10年以内だったらば、やらなくてもよろしいのではないか。

それから、簡易裁判所のことは、先ほど御説明があったように、別の枠であるみたいですので、外してよろしいと思います。

高裁長官は、私はよくわかりません。

【中田委員】実務裁判官としての現場の感覚で意見を述べさせていただきます。適任者を選考する委員会というのは、裁判官になりたい、任官したいという希望者に対して審議するものでございます。私は、つい2日前まで京都地裁の所長をさせてもらっていましたが、所長の場合は、所長になりたいというようなことでなるものではないだろうと思います。ましてや長官の場合も長官になりたいと希望してなったということは聞いたことがありません。所長、長官というものは、むしろなりたくてなるというよりも、やはりいろいろな総合評価で最高裁の方で決められるのがよいと思っています。

また、長官になるような方は、この制度が発足してずっと時間が経過したことを前提にしますけれども、修習生からなるときも含めると、3回ないし4回は委員会の審査を受けておられるわけですし、高裁長官の職務というのは、主として司法行政のみで

ございます。そういう方について、また審査をするというのが、どうも現場の裁判官としては、ちょっと違和感といいますか、ちょっと何かおかしいなという感じがするということを言わせていただきます。

【青木委員】短期間というのはどういう期間なんですか。6か月なのか、2年も含むのか。

【小池幹事】その期間自体、いろいろ御議論がありますけれども、おおむね2年ぐらいのイメージで御議論いただければと思います。

【宮本委員】まず、簡易裁判所判事のことですけれども、先ほどから出ているように、簡易裁判所判事選考委員会は、簡易裁判所判事の資格を与えるというシステムです。その意味では、司法修習生の課程を修了して資格を得た後、判事補に任命する場合に、適格者を選考する委員会の審議を経なければならないのと同じことで、簡易裁判所判事の資格を得た人が現実に簡易裁判所判事として任命されるべきかどうかについては、やはり委員会の審査を受けるというのは当然のことだと思います。

その意味では、中田委員が先ほどから何点かにわたって実利的な点を挙げられましたけれども、そういう点はあるにしても、やはり簡易裁判所判事を除くのは論理が通らないと思うのです。どういう理屈で簡易裁判所判事はいいということにするのかということへの御説明を得なければ、なかなか納得しがたい。私は、このようなところから、簡易裁判所判事も除くべきではないと思っています。

それから、高裁長官については、これはなおのこと、除く理屈が見当たらないのではないかと。確かに、なりたくてなるわけではない、現実にはそうでしょう。しかし、これから先、もしかしたら、実は私は高裁長官になりたい、という人が出てくるかもしれないですよ。初めから、高裁長官の場合について適格審査の対象から外しておくのはいかがなものかだと思います。

短期間裁判官の身分を離れる場合は、これは短期のとり方ですね。比較的短い間ということであれば、委員会の適格審査の効力は及ぶと思いますが、10年間有効というような、有効期限のあるパスポートみたいなことでは、やはり首をかしげざるを得ないということです。

【遠藤委員長】そうすると、宮本委員は、高裁長官と簡易裁判所判事については含ま

せるべきであるが、短期間、例えば2、3年程度他職を経験して戻って来た場合には、含ませなくてよいのではないかというふうに向ってよろしいのでしょうか。

【宮本委員】それはいいと思います。

【遠藤委員長】それが5年、6年、10年となると、もう1回審査をやり直すべきであるということでしょうか。その限界は何年ぐらいですか。

【宮本委員】限界は難しいですが。

【龍岡委員】簡裁判事に関しては、先ほど中田委員の方から説明されたとおりで、やはり私は、簡易裁判所判事選考委員会で選考されている、そこには、学識経験者、弁護士も委員として入っておられるわけです。そこで審査されているわけですから、それで足るのではないか、それに重ねてやる必要性はないというふうに考えます。しかも、それは直近でやられているわけですから。

それから、高裁長官については、これは私も中田委員と同じような感覚を持っているんですけども、今、宮本委員のような話もあるわけですから、一応対象とした上で、委員会の方で運用として何かしかるべきガイドラインなりを考えられるという方法もあるのではないか。これは、短期間裁判官の身分を離れている人についても同じようなことが言えるかなという感じがします。

ただ、簡裁の場合に、今直近に選考委員会を経ているということだけを言いますと、実は簡裁判事も40代でなる人もおりまして、10年間の任期というのが出てくるわけです。そうすると、再任の問題が出てくるんじゃないか。そのときに、これをどうするかという問題はあろうかと思えます。そのときに、先ほど中田委員も触れられたかと思うんですけども、簡裁は管轄等が制限されている、権限が制限されているという意味で、実質的なこの委員会の諮問を経る必要はないんだと、こういう考え方であれば、これは10年経とうが20年経とうが、再任の場合にこの委員会は経なくてもいいということは考えられるかなという感じがします。その辺は、少し議論しておく必要があるのかなという感じがいたします。

【宮本委員】前回、法律にするか規則にするかという話のときに、龍岡委員は、簡裁判事選考委員会の規定が裁判所法にあるけれども、これは資格付与のための機関であるので、別個に考えるべきだということをおっしゃって、私は、これも理屈がある

かなと思ったのですが、そのことと今の御発言とは若干不一致があるのではないかと
思うのです。選考委員会があるからといわれるのは、これは資格付与のためには、な
るほどごもっともということになりますけれども、資格付与と任命の適格性との間には
1つクッションを置いて考えるべきではないかと思います。

【龍岡委員】御指摘の点は理解できるんですけども、選考委員会の内容、実質を考
えた場合に、両面の機能を備えているということは考えられるのではないのでしょうか。

【宮本委員】両方兼ねているというお話で、簡裁判事の選考委員会の実態が問題で
すよね。ここにも選考委員会の委員をなされた方、今も現にその職におられる方が何
人かおられますけれども、私が聞いているところでは、簡裁判事の選考委員会に数
十名か、あるいは場合によってはその余の人が一度にかけられて、そこでは恐らく実
質的な審査は行われなと思いますけれども、それだと、今度設けられる委員会で
の適格審査とはまた別のものなのではないかと思います。

【堀籠委員】私は、簡易裁判所判事選考委員会の委員をやっておりますので、その実
情について御説明したいと思います。

簡易裁判所判事選考委員会は、確かに資格を付与するものでありますが、簡易裁
判所判事としてふさわしいかどうかということについては、単に法律的な知識だけ
ではなくて、人物でありますとか識見も見べきだという見解に基づき、今年の委員
会では法律の成績がかなりよくても、人物その他で問題のある人は落としましょうとい
うことを決めまして、簡易裁判所判事としてふさわしいかどうかという点すべてを判断
した上での決定をやっております。

そういたしますと、簡易裁判所判事について諮問委員会にかけるといことになりま
すと、全く同じことを2つの委員会でやるということになるのではないかと思います。簡
易裁判所判事選考委員会の方で責任を持って人物、識見まで判断して、ふさわしい
かどうかの判断をしている現在の状況を踏まえれば、諮問の対象から外してもいいと
思います。

なお、この委員会には日本弁護士連合会から推薦された2人の弁護士が入ってお
ります。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

1点だけ、私もわからないので、山崎幹事に御説明いただけるとありがたいと思うのですが、龍岡委員から、簡易裁判所の裁判官の再任の場合の話が出ましたが、この点はどうなるのでしょうか。

【山崎幹事】今御議論になっておりますのは、簡易裁判所判事の中で裁判所法45条の任命資格を有する者、いわゆる特任簡易裁判所判事と申しておりますが、選考によって任命資格を取得する、その簡易裁判所判事のことだろうと思います。

選考を経て、任命資格を取得し、簡易裁判所判事に任命されて10年経過しますと、任期が切れますので、次に再任という問題になりますが、これは、理屈としては新規の任命ということになります。

ところで、簡易裁判所判事を10年務めることによって、当然、簡易裁判所判事の任命資格が得られるかという、これはどうも法律上は出てこないのです。ですから、やはりもう一度特任簡易裁判所判事として、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、任命資格を得なければ、簡易裁判所判事に任命されることができない。こういうシステムになっております。現実にも、再任の際に、今申し上げました簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、指名がされ、内閣で任命されるという手続が行われておるわけでございます。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

そこで、進行ですが、この問題は、やはり裁判官の範囲をどこまで含ませるべきかという大変重要な問題でございますので、今日、この程度皆さんから御意見を承っただけで、私の方で要約をすることは避けさせていただきたいと思います。できれば、このところまでは何とか時間の範囲内でやりたいなと思っていたんですが、どうも収まりそうもありません。そうかといって、また皆さんに手を挙げていただいたり、さっきみたいに1人当たりざっとお話を伺って大勢はこうですねというの、いささか乱暴な話だろうと思いますので、次回の冒頭に、ごく短時間を取りまして、今日まだ言い足りない方もいらっしゃると思いますので、その方々から御意見を承りたいと思います。その上で、要約できるものであれば要約して、次なる問題に移りたいと思います。

次回以降の委員会期日は、第3回が10月22日、第4回が11月22日と決定されているほか、12月24日を予備日としてお取りいただいていると思いますが、この調子

ですと、あと2回だけではとても収まりそうにございませんので、12月24日の1時半から4時半まで、これを正式に第5回の委員会期日として入れさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日は、大変長時間ありがとうございました。

これをもちまして第2回の委員会を終了させていただきたいと思ひます。